

申告準備はお早めに

農業所得は自分で計算しましょう！

来年の申告に向け、領収書や請求書など関係書類を保管・整理し、収支内訳書の作成をお願いします。次の交付金を受けている方も農業所得の対象となりますので、該当される方は、申告していただく必要があります。

- 交付金などの種類
- 中山間地域等直接支払交付金
 - 経営所得安定対策交付金
 - 農地・水保全管理支払交付金
 - 営農組織からの労務費

問合せ先 税務課 市民税担当
(内線 233・234・237)

とやま地産地消メニューコンテストで最優秀賞を受賞しました！

富山県では、地産地消の優良な取り組みを表彰する『とやま地産地消顕彰』を実施しており、その中の「とやま地産地消メニューコンテスト」において、学校給食共同調理場が最優秀賞を受賞しました。

これからも地産地消を推進し、おいしい給食を提供していきます。

問合せ先 学校共同給食調理場
(☎475-3707)



平成26年1月から記帳・記録保存制度の対象者が拡大されます！

事業所得などを有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

対象となる方 事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方

※1 所得税申告の必要がない方も、記帳・帳簿などの保存制度の対象となります。

※2 現行の記帳・帳簿などの保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得などの金額の合計額が300万円を超える方です。

帳簿などの保存 収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

帳簿・書類の保存期間

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	



問合せ先 魚津税務署
(☎0765-24-1370)

● 納税者の住所、氏名、建物の所在地、連絡先など、内容を確認し、届出を提出してください。この届出をしない場合は、来年度も固定資産税が課税されることとなりますので、忘れずに手続きをお願いします。なお、届け出に基づいて、現地を確認させていただき、連絡先を協力ください。

取り壊した建物はありますか？

平成25年中に建物を取り壊された方は、税務課へ届け出をしてください。この届出をしない場合は、来年度も固定資産税が課税されることとなりますので、忘れずに手続きをお願いします。なお、届け出に基づいて、現地を確認させていただき、連絡先を協力ください。

滞納整理強化月間

市税などの滞納を早期に解消するため、未納の方のお宅を訪問し徴収を行っています。その中で、12月を滞納整理強化月間として、徴収業務などを強化します。なお、税などを一括して納められない場合は、納付方法についてご相談ください。また、留守宅には、訪問票と併せて滞納明細書を同封した封書を郵便ポストなどに投函します。内容をご確認の上、ご連絡ください。

● 申告書の提出・問合せ先 税務課資産税担当 (内線236)

事業者の皆さん 償却資産の申告は1月31日(金)まで

事業者の方は、毎年1月1日現在における事業用の構築物・機械などの償却資産について、その償却資産の所在地の市町村長に申告する必要があります。工場や商店などを経営している方や駐車場・アパートなどを貸している方、農業を営んでいる方など、すべての事業者が対象となりますので、償却資産を平成26年1月31日(金)までに申告してください。平成25年中に新規に事業を始めた方など申告書と申告の手引きが必要な方は、ご連絡ください。また、市のホームページにも掲載しています。なお、eLTAX(エルトックス)を利用した電子申告を行うこともできます。

● 建物の内容(用途、構造、面積、取り壊し月日など) 問合せ・連絡先 税務課資産税担当 (内線236)

交通死亡事故の発生について

11月1日(金)午前11時30分ごろ、上小泉地内の市道において、自転車と車による交通死亡事故が発生しました。

- 《運転者の皆さんへ》
- 常に前方に注意し、歩行者・自転車の動きに気をつけましょう。
 - 安全速度を守って、安全確認を徹底しましょう。
 - 考え事や脇見運転に注意し、安全運転を心掛けましょう。
- 《自転車・歩行者の皆さんへ》
- 道路横断の際は、左右の安全確認をしましょう。
 - 「車が止まってくれる」という考えは、絶対にやめましょう。
 - 自転車、歩行者の方は、信号機や横断歩道を利用して道路を横断しましょう。
- 問合せ先 生活環境課 (内線333)
滑川警察署 (☎475-0110)
滑川市交通安全協会 (☎475-7829)

あいらぶ湯 特別イベント

とき 12月22日(日)・23日(祝)の2日間
内容 ● 期間中、小人券購入者されたお客さまに、お菓子をプレゼント!(両日先着50名)
● 薬湯を乳白色のクリスマスの湯に!
また、12月21日(土)・22日(日)は、露天風呂にゆずを浮かべます。ぜひ、ゆず湯を楽しんでください。

問合せ先 市民交流プラザ (☎476-5500)

キラリンへの投票ありがとうございました

ご当地キャラクターのインターネット人気投票「ゆるキャラグランプリ2013」は11月8日(金)で投票が終了しました。9月中旬の投票開始から連日の投票、また、街頭PR活動やイベント会場などで、キラリンへ温かい声援をいただき、ありがとうございました。結果は、ゆるキャラグランプリ2013公式ホームページや市ホームページ、キラリンのfacebookなどで公開していますので、ご覧ください。

問合せ先 企画政策課 (内線223)



防災行政無線・消防サイレンなどについて

市民の皆さんに防災行政無線などで、災害などの情報を広くお知らせしています。

防災行政無線
緊急地震速報や津波・大津波警報、ゲリラ・武力攻撃情報、避難が必要なときなどの緊急性の高い情報を放送します。また、火災予防などの啓発、熱中症予防、振り込め詐欺防止などの行政情報を放送します。

消防サイレン
建物火災などのときや毎月15日、火災予防週間、歳末特別警戒期間中(12月28日~31日)の午前7時と午後9時に鳴らします。また、火災警報発令および解除の時も鳴らします。

災害情報配信サービス
気象情報の警報や建物火災発生状況などの情報をメールで配信します。そのほか緊急の場合は、広報車などにより、広くお知らせします。

問合せ先 総務課 防災担当 (内線211)
滑川消防署 (☎475-0180)

年末の交通安全県民運動

スローガン「ゆっくり走ろう 雪のふる里 北陸路」
年末は、積雪など路面状況が悪化するほか、お酒を飲む機会も多く、何かと気ぜわしくなりがちです。交通ルールを遵守し、交通マナー向上を心掛け、交通事故防止に努めましょう。

期間 12月11日(水)~20日(金)
重点
① 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
② 飲酒運転の根絶
③ すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

問合せ先 生活環境課 (内線333)
滑川警察署 (☎475-0110)
滑川市交通安全協会 (☎475-7829)

